

那覇市障がい者ジョブサポーター派遣等事業委託契約書（案）

那覇市（以下「甲」という。）と (以下「乙」という。)との間に、那覇市障がい者ジョブサポーター派遣等事業（以下「事業」という。）の業務委託について、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、事業の全部を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（業務内容）

第2条 甲が乙に委託する事業は、那覇市障がい者ジョブサポーター派遣等事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3条に係る別表1に掲げる内容とする。

2 乙は、実施要綱に基づき事業を適正かつ誠実に遂行しなければならない。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（事業計画の承認）

第4条 乙は、事業を実施するにあたり、あらかじめ事業計画書を作成し、甲の承認を受けなければならない。

（委託料）

第5条 事業の委託料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を上限とする。

(1) 人件費、事業運営費、研修費等の基本事業費

金 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) ジョブサポーター活動費

金 円（1回700円、消費税及び地方消費税を含む。）

2 甲は、前項第1号に定める委託料について、乙の請求に基づき、次のとおり12回に分けて支払うものとする。

令和8年4月分から令和9年2月分まで月額 円

令和9年3月分 円

3 乙は、第1項第2号に定める委託料を月ごとに集計し、前項の金額に加えて甲に請求するものとし、甲は、その月分の適正な請求書を受理した日から

30日以内に支払うものとする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、那覇市契約規則第30条第9号の規定により免除する。

(実績報告書)

第7条 乙は、毎月の事業に関する実績報告書を翌月の20日までに、甲に提出するものとする。

2 乙は、事業を完了したときは、事業の成果を記載した実績報告書及び収支決算書を事業完了の日から起算して20日以内に、甲に提出しなければならない。

(帳簿等の整理)

第8条 乙は委託料の執行に際し、収入及び支出を記載した専門の帳簿及び支出内容を証する書類を整備し、事業完了後5年間保存するものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、受託した事業を第三者に再委託してはならない。

(業務の実施状況の調査)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、事業の実施状況、その他必要な事項について乙に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は実地で調査することができる。

2 乙は、前項の実施状況の調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告及び利用の提出を怠ってはならない。

3 甲は、第1項による調査の結果、乙による業務の実施が、甲が示した条件を満たしていない場合は、乙に対して業務の改善を助言・指導するものとする。

4 乙は、前項に定める助言・指導を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、事業の実施にあたっては、秘密の保持に関するすべての法令及び別紙「個人情報取扱特記事項」等を遵守するとともに、個人情報を善良なる業務受託者の注意義務をもって厳重に管理を行い、事業を行う上で知り得たことについては、契約期間中及び契約終了後において、いかなる理由によつても他人に漏らしてはならない。

2 乙は、その従事者に対して、事前及び定期的に秘密保持について教育しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、この契約により生じた権利義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙、乙の代理人又は乙との間に本契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1項第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。
- (2) 乙が正当な理由無く、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (3) この契約の履行について、乙又はその従事者に不正又は不当な行為があつたと甲が認めたとき。
- (4) 乙が明らかに本契約を履行することが出来ないと甲が認めたとき。
- (5) 乙から契約解除の申出があつたとき。
- (6) 従事者の不適切な態度や応対等について、市民及び職員等から相当な苦情があり、その従事者の改善が認められないとき。
- (7) その他甲の正当な指示に従わないとき。

2 乙は、前項第5号の規定により契約の解除を申し出るときは、当該契約を解除しようとする日の60日前までに書面により甲に通知しなければならない。

3 乙は、受領した委託料のうち、甲が認める正当な履行部分に相当する額を超える分について、甲に返還しなければならない。

4 甲は、第1項の規定による契約解除により乙に損害・損失や増加費用が生じても、その責を負わないものとする。

5 乙は、第1項の規定により契約があったとき、ジョブサポーター及び利用者その他関係者に対して丁寧かつ十分な説明を行い、契約解除後の利用者の処遇について就労支援事業所その他関係者との連絡調整その他便宜の提供を行う等、真摯かつ適切に対応するものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、業務を実施するにあたり、乙に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(本業務の引継ぎ)

第15条 乙は、本契約期間の満了又は契約解除により、本業務を終了したときは、新規受託者へ本業務に必要な文書（個人情報を含む）、本市に帰属する備品等について、誠意をもって速やかに引き継がなければならない。

(遵守事項)

第16条 乙は、業務の実施にあたっては、関係法令、実施要綱等に従って業務を行い、その目的に反する行為をしてはならない。

(協議)

第17条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を所持する。

令和8年 月 日

那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
那覇市長 知念 覚

那覇市